

むつ市議会第193回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成19年9月14日（金曜日）午前10時開議

◎固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第1 議案第57号 むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

第2 議案第58号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第3 議案第59号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を廃止する条例

第4 議案第60号 財産の取得について

（むつ市消防団川内消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車の更新）

第5 議案第61号 財産の取得について

（むつ市消防団大畑消防団本部付分団配備の消防ポンプ自動車の更新）

第6 議案第62号 字の区域の変更について

（国有林地のむつ市大字大平字荒川への編入）

第7 議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について

第8 議案第64号 むつ市土地開発公社定款の変更について

第9 議案第67号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第10 議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第11 議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

第12 議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例

第13 議員提出議案第7号 道路整備の推進に関する意見書

【議員派遣】

第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（55人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	7番	菊	池	一	郎
8番	新	谷		功	9番	濱	田	栄	子
10番	高	田	正	俊	11番	村	川	壽	司
12番	柴	田	峯	生	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	杉	浦	守	彦	17番	富	岡	幸	夫
18番	佐	藤		司	19番	久保	田	昌	司
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	23番	斉	藤	孝	昭
24番	菊	池	広	志	25番	川	下	八十	美
27番	東	谷	正	司	28番	東	谷	良	久
30番	竹	本		強	31番	杉	浦		洋
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	坂	井	一	利
41番	野	呂	泰	喜	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	佐々	木	隆	徳
48番	松	野	裕	而	49番	工	藤	清四	郎
50番	服	部	清三	郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	千	賀	武	由
54番	柏	谷		均	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	中	村	正	志	59番	富	岡		修
60番	川	端	澄	男					

欠席議員（5人）

6番	小	林		正	26番	千	船		司
29番	立	石	政	男	38番	佐々	木		肇
42番	工	藤	直	義					

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代監査委員	菊池	十回夫
総務部長	齋藤	純	総務部 出納室長	西堀	敏夫
企画部長	阿部	昇	企画部 部長	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保健福祉 部長	佐藤	節雄
経済部長	佐藤	純一	建設部 部長	成田	豊
教育部長	新谷	加水	公営局 営長	小川	照久
監査委員 局長	遠藤	雪夫	総務部 部長	工藤	武勝
企画部 部長	千船	藤四郎	企画部 部長	奥島	慎一
企画部 部長	鈴木	克郎	企画部 部長	大芦	清重
農務局 局長	村川	修司	川内 舎所長	工藤	昭治
大庁舎 所長	伴	邦雄	脇野 舎所長	船澤	桂逸
総務課 部長	松尾	秀一	総務部 課長	吉田	真
総務課 部長	澁田	剛			

事務局職員出席者

事務局長	小島	昭夫	次長	高田	文明
総括主幹	工藤	昌志	総括主幹	高柳	田論
庶務係長	金澤	寿々子	庶務主任	濱村	勝義
調査係 主査	石田	隆司	議事係 主任	葛西	信弘
議事係 主査	井戸向	秀明			

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は53人で定足数に達しております。

◎固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ

いさつ

○議長（川端澄男） 議事に入る前に、就任のごあいさつがあります。

今定例会において、むつ市固定資産評価審査委員会委員に選任されました篠崎慶司氏からお願いいたします。

（篠崎慶司固定資産評価審査委員会委員登壇）

○固定資産評価審査委員会委員（篠崎慶司） おはようございます。このたびのむつ市議会第193回定例会におきまして、議員の皆様方のご同意をいただき、むつ市固定資産評価審査委員会の委員に就任いたしました篠崎と申します。よろしくお願いいたします。

固定資産の評価額に関する納税者の不服を審査するという重要な職務を担当することになりましたが、公平公正な審査を心がけ、職務に最善の努力をいたす所存でございますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで就任のあいさつを終わります。

◎諸般の報告

○議長（川端澄男） 次は、諸般の報告を行います。

9月4日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、建設、教育民生の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第10 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（川端澄男） 日程第1 議案第57号 むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例から、日程第10 議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算までの10件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第57号から議案第64号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（52番 慶長徳造議員登壇）

○52番（慶長徳造） 総務常任委員会委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、9月4日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託され

ました議案第63号につきましては、反対討論が出され、起立採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。ほか議案7件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第57号 むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、郵便貯金法の廃止及び証券取引法等の一部改正に伴い、条文整備が必要となったための改正であるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第58号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、郵政民営化法に基づき、来る10月1日をもって日本郵政公社が解散することに伴い、条文整備が必要となったための改正であるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第59号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を廃止する条例について、理事者側から、去る5月29日付で、むつ市本庁舎移転基本計画審議会から、本庁舎移転に係る基本計画案の答申があり、所期の目的が達せられたので、廃止するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、審議会が廃止され、本庁舎移転については、今後どのように進めるのか、別の審議会を立ち上げるのかとの質疑があり、理事者側から、現在副市長を筆頭に、内部に本庁舎移転推進本部会議があり、その下に検討部会がある。その中で審議会から答申された中身を具体的に肉づけしていくとの答弁がありました。

同委員から、職員が答申に基づいて肉づけすることだが、庁舎移転を進めるに当たっては、住民に情報を公開して、意見を聞きながら進める

べきではないかとの質疑があり、理事者側から、8月17日から4地区で説明会を開催して、市民の意見を拝聴した。市政だよりやホームページ等で疑問についてできる限り回答して、市民の意見を計画の中に反映させたい。移転については、急ぐことなく、一つ一つ積み重ねて市民の合意を得られる形で進めていくため、鋭意努力していくとの答弁がありました。

次に、議案第60号 財産の取得について、理事者側から、川内消防団第1分団に配置されている消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するための取得であるとの説明がありました。

これに対し委員から、川内地区においては、消防救急車の要求はなかったのか、脇野沢地区にも高規格救急車が配備されており、通常支障はないが、距離があるため、年に何度か川内から呼ぶことがある。新しい救急車を配備してほしいということではなく、大畑地区に導入する消防救急車がよいのであれば、川内地区、脇野沢地区にも検討する必要があるのではないかと質疑があり、理事者側から、現時点では川内消防分署から要請はないが、市民の安心・安全を考えた場合、当然救急車が2台あったほうがベターであり、川内、脇野沢地区でも、状況を見きわめながら検討、協議していきたいとの答弁がありました。

また、複数の委員から、入札、落札の状況などを問う質疑があり、理事者側から、特別車両であり、市内の業者ではこの車種は取り扱っておらず、指名申請が出ている業者で入札を行っている。また、車種を指定すると業者も特定してしまうので、車種は指定していない。予算額は2,820万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第61号 財産の取得について、理事者側から、大畑消防団本部付分団に配置している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するものであり、今回初めて消防ポンプ自動車と救急車を兼

ね備えた消防救急車を購入するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、分団ではこれまで消防自動車の操作はしてきたが、今後は救急車となると機能がまるで違うので、専門的な資格、指導の面など問題ないのかとの質疑があり、理事者側から、今回配備したのは、大畑消防署が統括する分団であるため、消防救急車を配備するものであり、どこの分団でも配備できるものではなく、本部付分団であるためこのような対応ができたとの答弁がありました。

次に、議案第62号 字の区域の変更について、理事者側から、これは農林水産省から、県に所管がえされた国有林地をむつ市に編入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、編入となる理由を問う質疑があり、理事者側から、県が事業を進めていた大荒川火山砂防工事があり、その中に農林水産省の土地がある。工事が終了したことにより、その財産を県に移すものであり、国の土地には地番がないので、このような手続が必要になるとの答弁がありました。

次に、議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について、理事者側から、一部事務組合下北医療センターの定数は、合併前まで1市3町4村の8市町村で、各2名ずつの16名で構成されていたが、平成17年3月の4市町村合併に伴い、むつ市は議員数8名となっている。9月30日の市議会議員選挙に伴い、市議会議員の定数が30名となるので、現在の8名を5名にしたいということであり、一部事務組合下北医療センターで構成している首長で協議が調ったものを今回提案したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、定数は首長の協議で決まったということだが、現実として、人口割で定数を決めるという方法もあるが、話し合いの中でそ

のようなことがあったのか。むつ総合病院が医療センターから切り離されるわけでもないし、問題がなくなるわけでもないので、重要な議員の定数にかかわる問題はきちっとしなければならないのではないかと質疑があり、理事者側から、一部事務組合下北医療センターができた時点で、構成団体の議員の定数は2名ずつで、8市町村で16名であった。これは、創設したときに首長の協議で決めて、各8市町村の議会を経て決定した事項であるが、今回の場合、むつ市以外の首長とも協議して、この定数になったと理解しているとの答弁がありました。

別の委員から、従来各市町村から2名だったのが、むつ市から5名とするのは、川内、大畑、脇野沢それぞれ病院、診療所があるわけで、医療センター議会へ地元選出の議員がいなくなるのではないかと不安が住民にはある。その辺の考え方はどうなのか。また、別の委員から、本会議で費用についての話があったが、どのように計算しているのか、年2回の開催で、日当と交通費程度しかかからないのではないかと。また、医療センターの代表者会議でも案件となり、医療センターの事務局からむつ市の2名をそのままに、川内、大畑、脇野沢地区を1名ずつにして5名にするとの説明があった。むつ市は、合併してむつ総合病院、川内病院、大畑診療所、脇野沢診療所を抱え、財政的にも大きな負担をしており、ぜひ8名を継続してほしい。また、佐井村と風間浦村は今年度いっぱい診療所が廃止されるにもかかわらず、2名が保障される。この辺のアンバランスがあるが、このあたりを医療センターから聞いているのかとの質疑があり、理事者側から、医療センターからは16名が13名になって、3名減ることにより、経費の節減も図れるとのこと、金額の話はなかった。また、8名から5名になることで、旧むつ市が2名で、旧町村が1名ずつの5名という話は、

あくまでもむつ市議会で議員の選出を決めることであり、医療センターで決定すべきものではないとの答弁がありました。

次に、議案第64号 むつ市土地開発公社定款の変更について、理事者側から、郵便貯金法の廃止に伴い、定款の条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第68号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） 建設常任委員会委員長報告を行います。

建設常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月4日、公営企業局長ほか職員の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました質疑等について申し上げます。

議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算についてであります。本案について理事者側から、合併して2度目の通年決算となり、これまでの日々の施設管理を通して川内地区、大畑地区の水道施設の詳細がようやく見えてきた状況で、特に川内地区の老朽化した上水道施設、簡易水道施設の改修については、施設の統廃合を含めた最重要課題と受けとめ、むつ市水道ビジョンに優先的に盛り込むため、職員一同一丸となって本格的

な協議に入っているところであるが、平成19年度に入って簡易水道関連の国庫補助要綱が大幅に改定され、上水道への統合を前提としなければ補助事業が採択されないことになり、現在水道ビジョンの一部見直しをしているとの説明がありました。

また、あわせて決算書の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、そして水道事業損益計算書の詳細についての説明がありました。

これに対し委員から、総合的には健全経営と言えるが、合併前の料金体系がいつまで続くのか、また今後の方向性として、どういう形で考えているのか質疑があり、理事者側から、合併協議会の取り決めの事項の1つとして、水道料金については5年以内を目途に統一を図るということになっており、それぞれ体系も口径別、用途別という違いがあるため、内部ではどういう形で料金改定に踏み切るかを検討しているとの答弁がありました。

いずれにしても、合併協議会の取り決めに尊重し、ぎりぎりまで待って料金改定に踏み切りたいとのことであり、その際にはいろいろな形で市民へのPRなど納得していただけるために必要な協議をしている状況であるとのことでありました。

そのほか、特に質疑等はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第67号について教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（45番 澤田博文議員登壇）

○45番（澤田博文） 教育民生常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月4日、関係部長等の出席を求

めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案第67号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過について申し上げます。

議案第67号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、理事者側から、平成18年度の介護保険事業の確定に伴う補正であり、歳入では介護給付費に係る支払基金交付金の追加見込額687万8,000円、県負担金の追加交付見込額95万9,000円を追加し、歳出では介護給付費に係る国に対する償還金と地域支援事業に係る国・県及び支払基金に対する償還金として661万9,000円、財政調整基金積立金として121万8,000円を追加するもので、補正後の歳入歳出予算総額は42億6,532万6,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました10議案については、区分して1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第57号

○議長（川端澄男） まず、議案第57号 むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第58号

○議長（川端澄男） 次は、議案第58号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第59号

○議長（川端澄男） 次は、議案第59号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を廃止する条例につ

いて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長(川端澄男) 次は、議案第60号 財産の取得について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団川内消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車を更新するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第61号

○議長(川端澄男) 次は、議案第61号 財産の取得について、総務常任委員長報告に対し、質疑に

入ります。

本案は、むつ市消防団大畑消防団本部付分団配備の消防ポンプ自動車を更新するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第62号

○議長(川端澄男) 次は、議案第62号 字の区域の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第63号

○議長(川端澄男) 次は、議案第63号 一部事務

組合下北医療センター規約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 議案第63号案に反対討論を行います。

本案は、むつ市の議員定数を8名から5名へと3名削減するというものです。経費削減も主な理由とされているものの、金額的なものは明らかにしておりません。下北医療センター議会は年2回行われ、日当3,000円と交通費の支給であります。3名削減しても数万円の削減であります。

むつ市は、病院2施設と診療所2施設を抱え、財政負担も6割、7割以上負担しています。その中で13名のうち5名の発言権しか持たないことは納得いくものではなく、人口配分からしても全くバランスを欠くものであります。風間浦診療所、佐井診療所が廃止されることになっていますが、ここでは2名ずつの議員が確保される一方、むつ市の議席が5名となれば、病院、診療所のある旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村それぞれの地域住民の声を届ける議席がゼロとなる可能性もあります。市民の医療に対する要望、要求が多様化している昨今にあり、なおかつむつ市議会で一般質問が許可されないという中にあっては、8名という議員数はこれまで同様確保すべきであります。

以上の理由をもって反対討論といたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(川端澄男) これにて工藤孝夫議員の討論を終わります。

次に、9番濱田栄子議員。

(9番 濱田栄子議員登壇)

○9番(濱田栄子) 市民クラブ、濱田栄子でございます。議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について、反対討論をさせていただきます。

宮下新市長をお迎えしてのむつ市議会第193回定例会は、13議案が上程され、一般質問においては19名の議員が登壇し、60項目118点についてさまざまな視点で活発な議論が展開されたところでございます。けれども、医療行政につきましては、一部事務組合下北医療センターの議会を有することから、その方向性と思いは確認しながらも、むつ市議会においては細部にわたり具体的な議論ができないのが現状であります。

下北医療センターは、昭和46年4月に下北郡の全市町村、当時の1市3町4村が行政区域を超えて大同団結し、地域内市町村立医療機関の総合化を図り、県下の他のブロックに先駆けて新たに医療の広域組合方式により医療施設の管理運営に関する事務を共同処理することを目的に設立されたものでございます。現在は、合併前の1自治体から2名の議員が選出され、合計16名の議員で組織されております。

本議案は、新むつ市の定数を8名から5名に削減し、医療センターの議員定数を合計13名とするものです。下北地域の医療を取り巻く環境は厳しく、今後取り組まなければならない問題は山積みとなっております。中核病院でありますむつ総合病院のより一層の機能の強化と原子力事故を想定した救急体制の確立が必要であります。また、19床の有床の診療所と機能編成されているにもかかわらず、無床状態の大畑診療所に関しましては、一刻も早く正常な状態に戻すべきと考えております。また、現在医療センターの本部長が不在の状況にあり、事務方にその重責がかかっているのが現状でございます。

医療議会の本来の目的は、市民が安心して暮ら

せるために、より活発な組織へと変身するべきであり、組織の縮小は得策ではないと判断し、本議案の反対討論といたしました。

この討論は、決して宮下新市政の足をとめるものではなく、新市長とともに地域の医療を守るための反対討論であることをご理解いただき、議員皆様のご賛同をお願いいたします。

これで私の反対討論を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（川端澄男） これで濱田栄子議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。本案に対する委員長の報告は否決であります。

議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更についての採決に関しては、川下八十美議員外37名から、無記名投票によられたいとん要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（川端澄男） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は53人です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（川端澄男） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（川端澄男） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更についてを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうち、点呼に応じて順次記載台で記入して投票を

願ひます。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼をいたします。

○事務局長（小島昭夫） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載して投票箱に投票してください。

（事務局長氏名点呼・投票）

○議長（川端澄男） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（川端澄男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（川端澄男） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番村川壽司議員、22番大澤敬作議員、56番半田義秋議員を指名いたします。

よって、11番村川壽司議員、22番大澤敬作議員、56番半田義秋議員の立ち会いを願ひます。

（開 票）

○議長（川端澄男） 投票の結果を報告いたします。

投票総数53票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 16票

反 対 37票

以上のとおり反対が多数であります。よって、議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更については否決されました。

◇議案第64号

○議長（川端澄男） 次は、議案第64号 むつ市土地開発公社定款の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長（川端澄男） 次は、議案第67号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第68号

○議長（川端澄男） 次は、議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第11～日程第13 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

◇議員提出議案第5号

○議長（川端澄男） 次は、日程第11 議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。49番工藤清四郎議員。

（49番 工藤清四郎議員登壇）

○49番（工藤清四郎） 議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。

本案は、川内町、大畑町及び脇野沢村を編入した日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出されるむつ市議会の議員数に変更になることに伴い、議事に関する成立要件を改めるものであります。

以上が上程されました議員提出議案第5号の提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（川端澄男） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第6号

○議長(川端澄男) 次は、日程第12 議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。49番工藤清四郎議員。

(49番 工藤清四郎議員登壇)

○49番(工藤清四郎) 議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、川内町、大畑町及び脇野沢村を編入した日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出されるむつ市議会の議員の任期に相当する期間に限り、常任委員会委員及び議会運営委員会の定数を、特例として定めるものであります。

以上が上程されました議員提出議案第6号の提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(川端澄男) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号 むつ市議会委員会条例の特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第7号

○議長(川端澄男) 次は、日程第13 議員提出議案第7号 道路整備の推進に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。34番飛内賢司議員。

(34番 飛内賢司議員登壇)

○34番(飛内賢司) 議員提出議案第7号 道路整備の推進に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

本州最北端の下北半島は、多くの山地・山岳部と海岸線を抱えているにもかかわらず、未だ公共交通機関の整備は十分とは言えない状況にあり、特に道路整備においては災害防除も含め大きく立ち遅れており、その整備をより一層推進することが必要不可欠である。

むつ市は、下北地域の公共施設、医療施設、商業施設はもとより、国、県の官公庁が集中する下北圏域の産業経済の中心都市として、重要な役割を担っているが、半島という不利な地理条件に加え夏のヤマセ、冬の酷寒と積雪等、誠に厳しい気象条件にある。

このような環境に住む、むつ・下北地方の住民にとっては、自動車は日々の生活を支える足となっており、通勤・通学はもとより、生産物の輸送に至るまで、ほぼ100パーセントが自動車に頼っている現状である。

しかし、幹線道路である国道279号及び県道九艘泊脇野沢線は、ここ数年の間に落石や岩石崩落等が相次ぎ、人命に繋がる大事故にはいたらなかったものの、集落の孤立や数時間を要する迂回路の使用を余儀なくされるなど、大変な不便を強いられている。

このうち、国道279号易国間地区では、現在、落石監視システムの設置や、危険な岩塊の除去を進めているが、未だ通行者の安全は確保されていない状況にある。

また、県道九艘泊脇野沢線では、昨年発生した法面崩落に伴う対策として災害防除工事に着手しているが、本年も法面崩落が発生し3年連続通行不能となるなど、地域住民は大きな不安にさらされている状況にある。

このほか、国道338号の脇野沢・川内間は、狭隘箇所や曲線部等のため、冬期間の車の交差がままならない状況であり、住民生活に支障を来している。

活力ある下北半島の地域づくりや、豊かな暮らしづくりを支援するためには、下北半島縦貫道路・国道338号バイパスの整備はもとより、災害防除の観点からも、こうした危険箇所の改善や市町村道の道路網整備は喫緊の重要課題である。

このため、次の事項について、特段の配慮がなされるよう、強く要望する。

記

- 1 活力ある地域づくりを推進するため、道路整備の促進を図ることとし、地域の期待する安全、安心の観点に立った道路整備を推進すること。
- 2 道路特定財源は、受益者負担として広く国民に理解され、遅れている地方の道路整備を強力に推進するためになくしてはならない財源であり、他に転用することなく全額道路整備に充当すること。
- 3 高規格幹線道路を始めとする道路整備の促進を図ること。
- 4 むつ市の活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、地域高規格道路や環状道路の整備、地域間の連携促進を図る道路整備を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（川端澄男） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号 道路整備の推進に関する意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、財務大臣、国土交通大臣、その他関係機関としたいと思えます。ご了承願います。

◎日程第14 議員派遣について

○議長（川端澄男） 次は、日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、青森県市議会議員研修会に出席させるため議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の資料のとおり、10月3日、青森市において開催される青森県市議会議員研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（川端澄男） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第193回定例会を閉会いた

します。

午前11時37分 閉会

